

令和元年第三回大阪広域水道企業団議会
十一月定例会会議録

令和元年十一月十五日（金曜日）午後一時開議

○出席議員

一	番	淵上 猛志
二	番	伊豆丸 精二
三	番	吉川 敏文
四	番	井本 博一
五	番	前田 敏
六	番	池淵 佐知子
七	番	貫野 幸治郎
八	番	灰垣 和美
九	番	藪内 留治
十	番	田中 慎二
十一	番	池添 義春
十二	番	山本 一男
十三	番	河内 徹
十四	番	大東 真司
十五	番	早乙女 実
十六	番	川上 加津子
十七	番	奥山 涉
十八	番	今井 利三
十九	番	福田 英彦
二十	番	安藤 薫
二十一	番	山敷 恵
二十二	番	畑 謙太郎
二十三	番	竹田 光良
二十四	番	島 弘一
二十五	番	三浦 美代子
二十六	番	中谷 清豪

○欠席議員

二十九番	永谷 幸弘
三十番	長尾 義和
三十一番	松井 匡仁
三十二番	原 明美
三十三番	阪口 寛
十一番	野口 新一

○説明のため出席した者

企業 部長	永藤 英機
副 企 業 長	松本 要一
技術長兼事業管理部長	藤谷 光宏
理事兼経営管理部長	吉田 景司
経営管理部総務課長	小島 謙一
経営管理部副理事兼企画課長	上田 伊宏
経営管理部副理事兼財務課長	松本 竜三
経営管理部広域連携課長	香山 慎治
事業管理部副理事兼計画課長	諸角 誠
事業管理部事業推進課長	東野 宗丈
事業管理部契約検査課長	浅川 浩克
事業管理部管財課長	岡先 雅史
代表 監 査 委 員	小田 利昭
監査委員事務局長	濱田 雄司
職務のため出席した者	
議会 事務 局長	濱田 雄司
議会 事務 局 書 記	廣永 龍治
議会 事務 局 書 記	中道 伸也
議会 事務 局 書 記	森川あやめ
議会 事務 局 書 記	東 沙紀

○議事日程

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 諸般の報告

（当選議員の報告・紹介）

（定期監査結果報告、例月現金出納検査結果報告）

報告）

（説明者の通知）

- 第四 当選議員の議席の指定
- 第五 第一号議案

大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例一部改正の件

- 第二号議案

大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例一部改正の件

- 第三号議案

平成三十年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分件

- 第四号議案

平成三十年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分件

- 第五号議案

令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件

- 第一号報告

平成三十年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件

- 第二号報告

平成三十年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件

- 第三号報告

足比率報告の件

- 第四号報告

債権放棄報告の件

- （松本副企業長説明）

第六 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後一時 開会

○畑議長 ただいまより令和元年十一月定例会を開会いたします。

○畑議長 開議に先立ち、企業長から御挨拶があります。
永藤英機企業長。

(永藤英機企業長登壇)

○永藤企業長 企業長の永藤でございます。

本日は、令和元年第三回企業団議会十一月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはお忙しいところ御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。本日の定例会に提出いたしました議案は、条例案二件、剰余金処分に係る議決案件二件、補正予算案一件、平成三十年度の決算に関する報告三件、債権放棄に関する報告一件でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

詳細は後ほど御説明いたしますが、先に統合した三水道事業の決算につきましては、いずれも黒字を計上することができまして、おおむね統合時に推定していたしました収支見通しに沿った円滑な事業運営を行うことができましたと考えております。本年四月から事業を開始した六水道事業も同様に健全経営を維持しつつ、計画的な施設設備の整備の推進とさらなる事務の効率化に努め、住民の皆様を引き続き安全安心で良質な水道サービスを提供してまいります。

議員の皆様方には、当企業団の事業運営につきまして一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いたします。

○畑議長 企業長の御挨拶が終わりました。

○畑議長 本日の会議を開きます。

○畑議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、安藤薫議員及び島弘一議員を指名いたします。

○畑議長 日程第二、会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日一日といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○畑議長 御異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

○畑議長 日程第三、諸般の報告を議題といたします。

○畑議長 まず、当選議員の報告の件であります。

十一月一日付で三浦美代子議員が当選されましたので、御報告いたします。

この際、当選議員を紹介いたします。

三浦美代子議員でございます。

以上で御紹介は終わりました。

○畑議長 監査委員の定期監査結果の報告並びに例月現金出納検査結果の報告は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○畑議長 説明者の通知は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○畑議長 日程第四、当選議員の議席の指定を行います。

当選議員の議席は、会議規則第三条第一項の規定により、お手元に配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

○畑議長 日程第五、議案第一号から第五号並びに報告第一号から第四号まで、大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例一部改正の件外八件を一括議題といたします。

議案はお手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

議案につきまして、副企業長の説明を求めます。

松本要一副企業長。

(松本要一副企業長登壇)

○松本副企業長 本議会に提出いたしました第一号議案から第五号議案並びに第一号報告から第四号報告につきまして御説明を申し上げます。提出議案の表紙をおめくりいただき、一ページをごらんください。

第一号議案は、大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例一部改正の件でございます。

工業標準化法の一部改正に伴い、別表の備考の三の文中で「日本工業規格」とあるのを「日本産業規格」と改めるものでございます。

なお、施行日は公布の日としております。

二ページをお開きください。

第二号議案は、大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例一部改正の件でございます。

学校教育法の一部改正により専門職大学の制度が新たに設けられ、これに伴い、水道法及び関係法令において、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について一部改正が行われました。これを受けまして、本条例におきましても、第三条第三号、第四条第二号及び同条第四号について所要の改正を行うものでございます。

また、技術士法施行規則の一部改正により、技術士第二次試験の上下水道部門の選択科目が見直され、これに伴い、水道法の関係法令において布設工事監督者の資格について一部改正が行われました。これを受けまして、本条例におきましても、第三条第八号について所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日としております。

五ページをごらんください。

第三号議案は、平成三十年大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件でございます。

水道事業のうち水道用水供給事業に係る未処分利益剰余金六十九億七千八百二十万九千円について、六一億八千八百八十二万九千円を減債積立金に、一億五千四百三十八万二千円を水道事業統合促進積立金に積み立て、六億四千九百九十九万九千円を資本金に組み入れ、また、市町村域水道事業に係る未処分利益剰余金六億四千八百六十七万二千円のうち四億一千二百四十二千円について、一千三十九万六千円を減債積立金に、九千四百八十八万八千円を建設改良積立金に積み立て、三億六千八百八十五万八千円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第三十二条の規定に基づき議決を求めるものでございます。

六ページをお開きください。

第四号議案は、平成三十年大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件でございます。

工業用水道事業に係る未処分利益剰余金五十九億五千八百一十千円について、十九億八百九十四万三千円を建設改良積立金に積み立て、四十億四千二百三十三万八千円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第三十二条の規定に基づき議決を求めるものでございます。

続きまして、お手元の別冊第五号議案をごらんください。

第五号議案、令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件について御説明申し上げます。

別冊の三ページをお開きいただき、第二条の債務負担行為をごらんください。

水道用水供給事業において、加圧式給水車の購入について、期間は令和二年度まで、千八百十九万六千円を限度額として債務負担行為を追加するものです。

五ページをお開きください。

第二条の債務負担行為をごらんください。市町村域水道事業の千早赤阪水道事業において、改良事業について、期間は令和二年度まで、百九十二万円を限度額として債務負担行為を追加するものです。

議案書にお戻りいただき、七ページをお開きください。

第一号報告、平成三十年大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件及び八ページの第二号報告、平成三十年大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件につきましては、あわせて御説明を申し上げます。

別とじとなっております平成三十年水道事業会計決算書、工業用水道事業会計決算書をごらんください。

水道事業会計につきまして御説明申し上げます。決算書の五ページをお開きください。

まず、水道用水供給事業につきまして御説明申し上げます。事業の概況といたしましては、大阪府内の四十二市町村に対して、年間約五億一千四百六十六万六千立方メートルの水道用水を供給し、単年度で六十三億三千六百二十一万円の利益が生じました。また、村野浄水場において、階層系オゾン設備更新工事を実施したほか、送水管工事を行いました。

二十ページ、二十一ページをお開きください。

水道用水供給事業決算報告書でございます。収益的収入及び支出のうち収入でございますが、事業収益は予算額四百二十八億百八十八万六千円に対し、決算額は四百二十八億三千二百四十七千円となっております。

次に、支出でございますが、事業費用は予算額三百七十八億五千七百五十万六千円に対し、決算額は三百五十四億六百七十万円となっております。

二十二ページ及び二十三ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち資本的収入は、予算額五十九億二千六百三万円に対し、決算額は五十六億九千八百七十七万六千円となっております。主な内容は、企業債、国庫補助金等及び建設受託工事収入などでございます。

次に、資本的支出は予算額二百八十一億四千八百五十一万四千円に対し、決算額は二百五十六億四千八百二十四万五千円となっております。主な内容は、改良事業及び水源開発事業に係る負担金などに要した建設改良費、企業債償還金でございます。

二十五ページをお開きください。

水道用水供給事業損益計算書でございます。経常利益は、中段よりやや下にございますように六十三億三千五百一十四千円で、特別利益を加えました当年度純利益は六十三億三千六百二十一万円でございます。これに、その他未処分利益剰余金変動額を加えた後の当年度未処分利益剰余金は、最下段にございますように、六十九億七千八百二十九千円となっております。

六十三ページをお開きください。

続きまして、四條畷市、太子町、千早赤阪村におけます市町村域水道事業につきまして御説明申し上げます。

四條畷水道事業においては九千四百八十八万八千円、太子水道事業においては三千九百七十九万九千円、千早赤阪水道事業においては一千三十九万六千円の単年度での利益が生じ、市町村域水道事業全体では一億四千四百四十六万三千円の利益が生じました。また、主な事業につきましては、送配水管布設工事を中心に行いました。

七十六ページ、七十七ページをお開きください。

市町村域水道事業決算報告書でございます。市町村域水道事業全体の収益的収入及び支出のうち収入でござ

ざいますが、事業収益は予算額十七億六千九百二十六万六千円に対し、決算額は十七億四千三百三十三万三千円となっております。

次に、支出でございますが、事業費用は予算額十七億一千三百二十七万四千円に対し、決算額は十五億六千七百六十七万円となっております。

七十八ページ、七十九ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち資本的収入は、予算額四億三千六百十三万一千円に対し、決算額は四億二千七百七十万円となっております。主な内容は、企業債、国庫補助金等及び出資金などでございます。

次に、資本的支出は、予算額九億三百二十六万七千円に対し、決算額は七億六千四百三万円となっております。主な内容は、建設改良費及び企業債償還金でございます。

九十二ページをお開きください。

市町村域水道事業損益計算書でございます。経常利益は一億三千四百一十一万一千円で、特別利益及び特別損失を加減しました当年度純利益は一億四千四百四十六万三千円でございます。これに前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を加えた後の当年度未処分利益剰余金は六億四千八百六十七万二千元となっております。

水道事業会計の決算説明については以上でございます。

続きまして、工業用水道事業会計について御説明申し上げます。百七十一ページをお開きください。

工業用水道事業報告書でございます。事業の概況といたしましては、平成三十年度は延べ四百二十六事業所に対して、年間約一億七千二百三十三万四千立方メートルの工業用水を供給し、単年度で十九億八百九十四万三千円の利益が生じました。また、主な事業につ

きましては、配水管布設工事を中心に行いました。百八十二ページ及び百八十三ページをお開きください。

工業用水道事業決算報告書でございます。収益的収入及び支出のうち収入でございますが、事業収益は予算額八十四億七千六百五十四万五千円に対し、決算額は八十四億三千七百一十九万九千円でございます。

次に、支出でございますが、事業費用は予算額七十億三千七百七十九万六千円に対し、決算額は六十二億七千九百九万円でございます。

百八十四ページ、百八十五ページをお開きください。資本的収入及び支出のうち資本的収入は、予算額二億三千九十七万七千円に対し、決算額は一億四千七百九十六万一千円でございます。主な内容は、工事負担金及び国庫補助金等でございます。

次に、資本的支出は、予算額五十四億一千九百二十三万四千円に対し、決算額は四十四億三千三百三十三万円となっております。主な内容は、増補改良事業に要した建設改良費及び企業債償還金でございます。

次に、百八十七ページをお開きください。

工業用水道事業損益計算書でございます。経常利益は十八億九千三百四十四万九千円で、これに特別利益を加えました当年度純利益は十九億八百九十四万三千円でございます。これに、その他未処分利益剰余金変動額を加えた後の当年度未処分利益剰余金は、五十九億五千八十八万一千円となっております。

工業用水道事業会計の決算説明については以上でございます。

続きまして、提出議案の資料のほうに戻っていただきます。九ページをお開きください。

第三号報告は平成三十年度決算に基づく資金不足比率報告の件でございます。水道事業会計、工業用水道

事業会計ともに資金不足額はございません。

なお、平成三十年度決算に対する監査委員意見書及び平成三十年度決算に基づく資金不足比率審査意見書は別とじになっておりますので、よろしく願ひ申し上げます。

ページをおめくりいただきまして、十ページをお開きください。

第四号報告は債権放棄報告の件でございます。本議案は、債権の管理に関する条例の規定により、平成三十年度中に放棄した債権につきまして報告するものでございます。その内容につきましては、未収となっておりますりました水道料金及びメータ使用料、水道施設等破損に係る損害賠償金、工業用水道料金及びメータ使用料、同料金に係る延滞金、同使用廃止負担金、同給水施設切断工事費用、計一千五百九十一件、一千二百二十七万四千八百四十四円につきまして、条例第十四条第一項第一号、第二号または第五号の規定により、その債権を放棄したものでございます。御審議のほどよろしく願ひいたします。

○畑議長 以上で副企業長の説明は終わりました。

○畑議長 この際、日程第五、議案第一号から第五号並びに報告第一号から第四号まで、大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例一部改正の件外八件及び日程第六、一般質問を一括議題といたします。

○畑議長 これより日程第五の諸議案に対する質疑及び日程第六の一般質問を行います。

通告がありますので、指名いたします。
福田英彦議員を指名いたします。

福田議員。

(福田英彦議員登壇)

○福田議員 議席番号二十番、門真市選出の福田英彦で

ございます。

通告により、議案に対する質疑及び一般質問をさせていただきます。

まず、議案に対する質疑では、第五号議案、令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件について質問いたします。

この補正予算案は、加圧式給水車購入及び千早赤阪水道事業改良事業において、契約期間が二カ年にわたることから、それぞれ期間を令和二年度とする債務負担行為の追加を行うのですが、いずれも今年度に契約を締結することとしています。

債務負担行為とは、昭和三十八年の地方自治法改正によって設けられ、法第二百四十四条に「歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない」と規定されています。

そして、債務負担行為の期間については、地方財務実務提要において次のとおり問いと答えが掲載されています。「昭和四十一年度に工事を発注して、翌年度に工事代金を支払う場合、予算で定める債務負担行為の期間は昭和四十二年度でよいか、または昭和四十一年度から昭和四十二年度とすべきか」との問いに対し、「工事請負費を支出するのは昭和四十二年ですが、債務を負担する行為、すなわち工事請負契約を締結するのは昭和四十一年度ですから、債務負担行為の期間は昭和四十一年度から昭和四十二年度となります」と回答されています。

つまり今回のケースに当てはめると、令和元年度中に契約を締結し、令和二年度中に支払いを行うとするわけでありますから、債務を負担する行為、すなわち契約を締結するのは令和元年度ですから、債務負担

行為の期間は令和元年度から令和二年度となるわけで、それぞれ債務負担行為の期間を令和二年度のみとしている本案は誤りだと言わざるを得ません。

今回、なぜ債務負担行為の期間を令和二年度のみとしたのか、その法令等の根拠について、また、企業団の前身である大阪府水道部のときからこのような取り扱いを行っていたのか、また、債務負担行為の期間を令和二年度のみとする根拠が希薄な場合は、債務負担行為の期間を令和元年度から令和二年度と改めるべきだと考えますが、答弁を求めます。

次に、一般質問ですが、大阪広域水道企業団議会議員の定数についてです。

大阪広域水道企業団議会議員の定数については、これまでさまざまな経過を経て、現在三十三人となっています。

企業団発足当時は、地方公営企業法の規定によって、議員定数は三十人でしたが、平成二十三年度の法改正等によって、議員の定数に係る規定が撤廃されています。これは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等が施行されたことに伴うもので、平成二十一年十二月に閣議決定された地方分権改革推進計画に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するため、地方公共団体に対する事務の処理、またその方法等の義務づけを規定している関係法律の一括改正等の一環として行われたものです。

こうした流れの中で、企業団議会議員の定数を議論する際に大切なことは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革をどのように推進していくのか、構成団体の地域の実情をしっかりと反映するためにどのような議会としていくのかということだと考えます。

議員定数の議論はさまざまな経過がありますが、平

成二十五年の議員定数等調査委員会では、一市町村一議席という方向性が企業団議会の総意として決定され、四十六名体制で運営を試行実施し、問題が生じないか検証するとされていましたが、翌年には三市町村との事業統合に係る議員定数の考え方を優先するとして協議を一時棚上げし、議員定数を三名増員する方向が出され、事業統合に合わせ規約変更が行われ、三十三人の議員定数で今日に至っています。

平成二十三年四月に府域一水道を目指し発足した本企業団は、平成二十九年四月に四條畷市、太子町、千早赤阪村と事業統合し、本年四月には泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、令和六年の事業開始を予定している能勢町との事業統合、そして令和三年四月の藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町との事業統合に向けて統合素案が取りまとめられ、統合団体は十四団体になろうとしています。

そして今後、統合団体の料金改定についても議題となっていくことを考えたときに、現在の三十三人の議員定数では不十分であることは誰しも否定できないのではないのでしょうか。

議員定数の変更は、企業団規約の変更を伴うことから、提案は企業長が行うこととされています。

以上の経過等を踏まえ、あるべき企業団議会議員の定数は、議会の総意として決定された一市町村一議席という方向性をベースに考えていくべきではないでしょうか。企業長の考え方について答弁を求めます。

○畑議長 これより答弁を求めます。
永藤企業長。

(永藤英機企業長登壇)

○永藤企業長 現在の議員定数及び議席配分は、平成二十九年四月の三団体、そして平成三十一年四月の七団体統合において、効率的に意思決定できる体制を検討

し、首長の共通認識で検討した結果であると認識しております。私も同様の意見です。

大阪広域水道企業団の議員の皆様は、府域一円で水道事業、そして工業用の水道事業をお考えいただく全体最適を目指した大きな視点で考えていただく役割を担っていただきたいと考えております。

以上です。

○畑議長 松本副理事兼財務課長。

(松本竜三経営管理部副理事兼財務課長登壇)

○松本経営管理部副理事兼財務課長 私のほうから、債務負担行為に関する御質問についてお答えをいたします。

まず一点目の債務負担行為の期間を令和二年度のみとしている理由と、法令等の根拠につきまして、地方自治法二百三十二条の三において、「支出の原因となるべき契約は、予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ」とされていることから、債務負担行為は、その予算の内容の一つとして議会の議決によって設定されるものであること、また、債務負担行為の議決は、議決年度、当案件におきましては令和元年度中においてのみ効力を生じるものであり、すなわち、議決年度中にのみ契約が可能となるものであることから、期間の欄に令和元年度の記載がなくても、当該議決をもちまして、令和元年度中の契約は可能と解しているところでございます。これまでから、債務負担行為の期間につきましては、議決年度の翌年度以降の期間を記載してきたところでございます。

二点目につきましては、企業団の前身の大阪府水道部におきましては、議決年度を期間に含めて記載してございましたが、さきに説明いたしました理由により、企業団になった際に変更したものでございます。

三点目の、期間について改めるべきとの御質問につ

きましては、議員の御指摘を踏まえ、構成団体や他の水道事業体など他団体の事例も調査した上で、令和二年度当初予算に向け検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○畑議長 福田議員。

(福田英彦議員登壇)

○福田議員 まず、五号議案についてなんですけれども、答弁がありました。これについて直ちに違法とかいうことは言えないと思いますけれども、かといって適切であるということでは、適切でないというふうに考えます。答弁にあるように、令和二年度予算に向けて検討するというところでありますので、しっかりと検討していただきたいというふうに思います。

一般質問の企業団議会議員の定数についてというところで、企業長のほうから答弁があったわけなんですけれども、この間の議会での議論に対する認識が余り示されませんでしたので、改めて何点かについて質問したいんですけれども、先ほど触れましたように、一市町村一議席という方向性というのが議会の中で一定そういう方向性が決定された経緯というふうなこともあるんですけれども、それに対する認識についてお答えください。

また、平成二十九年八月十六日付の二市五町一村の議会議長から企業長に提出された請願の内容と、請願に対する認識、請願に対しどのような対応を行ったのかお答えいただきたいと思っております。

また、この間、議会の協議会等の議論の中では、重要議案が企業団議会に提案される年度は、当該団体を第一順位とするなど、一定の配慮をするというふうな方向性も考えられておりますが、議案を提案前に、提案を前提として議会の構成を決定するというのは問題

だと思えますけれども、このことについての答弁を求めたいと思っております。

また、この間、企業団議会の議員定数を考えるときに、統合による定数増というのは時代にそぐわないというふうな考え、こういったのが首長会議等で出されているということですので、この時代にそぐわないというふうなことはどういう意味なのか、これについてもお答えいただきたいと思っております。

最後に、議会で一定の方向性が一時は決定された一市町村一議席という方向性をベースに議員定数を考えるときにどのような不都合があるのか、この点についてお答えいただきたいと思っております。

○畑議長 永藤企業長。

(永藤英機企業長登壇)

○永藤企業長 まず、一市町村一議席という方向性が決定された経緯についてですが、こちらは平成二十五年二月から企業団議会の議員定数等調査委員会で協議された結果、同年六月、一市町村一議席という方向性、この任期の企業団議会の総意として決定され、次任期の議会に申し送られたというふうに向っております。

また、平成二十九年八月十六日付の請願につきましては、企業団議会議員の定数について、企業団構成四十二市町村の全てに議席を配分されるように企業団規約を変更されたいというものでございました。その請願も受けまして、各市町村議会により理解をいただくために、各首長から議会に説明したり、統合に係る規約変更につきまして、統合部分と議員定数部分を分離するなどをを行った上で、平成三十年八月には議員定数三十名で提案した内容を、統合団体に一定配慮させていただきました三十三名に変更して、議会と協議を行ったと聞いております。

また、重要議案につきましては料金値上げというも

のが想定されていると思われませんが、これにつきましましては改定の前々年度に該当区域の市町村と調整を行うこととしておりますので、企業団議会に議案を提出する年度の議員が選出される前までに、理事者側の意思決定ができていくというふうにご検討しておりますので、議員お示しのような懸念はないんじゃないかとというふうに考えております。

また、統合による定数増は時代にそぐわないの意味、そしてもう一つの市町村一議席という方向性にするなどのような不都合ということですか、これは、この方向性が時代にそぐわないというこれまでの議論だったというふうには私は認識しております。議員選出の門真市におきましても、平成十八年には二十八人だったところを、平成二十九年時点で二十一名と、四分の一削減しております。また、府内の四十三市町村のうち四十の市町村では議員の定数削減を行っております。この御時世におきまして、議員の定数をふやすということは、やはり時代とは合っていないんじゃないかと考えておられます、そう議会が見られるということは、やはりこれは不都合ではないかとというふうにご検討しております。

以上です。

○畑議長 福田議員。

(福田英彦議員登壇)

○福田議員 改めての答弁ありがとうございます。

今、企業長が一つ一つ答弁をいただいたんですけども、本来ならば一つ一つ答弁の問題点も指摘しながら再質問という、今回最後ですので質問したいわけなんですけれども、時代にそぐわないという中で、各府内の市町村議会において定数が削減されてるのではないかと。門真市においても御指摘のような定数削減というのが行われているんですけども、これは各団体の

議会の議員のことでありまして、先ほど議員定数の質問の冒頭に、公営企業法の規定、上限が撤廃されたということでご紹介いたしましたけれども、要するにこの問題点は地域の自主性及び自立性を高めるための改革をどう推進していくかということでご検討の上、この上限が撤廃されたということですし、この企業団議会というのは、もちろん今府域一水道に向けてまさに協議が進められ、その途上にあるわけなんです。ですので、そういった中で地域の実情をいかに議会に反映していくのか、また府域一水道に向けてさまざまな課題をどう解決していくのかということをお話ししてこの議会というは語れないわけで、そういった意味でも府下の構成されている団体の議会の議員の定数とは全く趣旨を異にする内容だと思っております。

また、請願の取り扱いについても、誠実に対応するというふうにご検討法にはなっていると思っております。も、改めて説明しただけというふうなことですので、やはりいま一度そういった、それこそ今時代の流れに沿って議員定数の充実というのが求められていると思っております。こういうことも踏まえて改めて一市町村一議席という方向性をベースにすることについて企業長の考えを求めて質問を終わりたいと思っております。

○畑議長 永藤企業長。

(永藤英機企業長登壇)

○永藤企業長 議員定数の議論をする上でやはり念頭に置かなければいけないのは、これは広域だということ

です。私も以前大阪府議会議員を務めておりました。大阪府議会は百九から八十八人という大幅な議員定数削減を行いました。一市町村一議席とはなっております。これは広域の役割としましてはやはり全体最適という視点で、これはもう自分の市町村だけのことでなく広域的な全体的な視野でどうするかということ

をまさに議論していただきたいのがこの議会だと考えておりますので、その点御理解をいただきたいと考えております。

○畑議長 以上で福田議員の質問が終わりました。

次に、山敷恵議員を指名いたします。

山敷議員。

(山敷恵議員登壇)

○山敷議員 二十二番、山敷でございます。

それでは、質問させていただきます。

まず、平成三十年年度決算についてを三点お伺いいたします。

一点目ですが、本年八月の報道で、浄水場で使う活性炭の納入で談合を繰り返したとして、公正取引委員会が化学メーカー十三社に対しまして、独禁法違反で処分したということが報じられました。決算書の三十七ページに営業費用として原水及び浄水費の中の薬品費として本企業団は約十億一千二百万円の支出をされておられます。事前に伺うと、そのうちの二億七千四百万円が粒状活性炭とのことでしたが、当企業団との独禁法違反で処分された企業十三社とのかかわりがあったのかどうかについて伺います。

二点目として、企業団の災害対策について伺います。平成三十年六月十八日に発生した大阪北部地震では、企業団の基幹管の破断による断水があったということをご報告を報道提供資料では明らかにしております。北大阪の七市町への給水がとまったということが報道提供されて、報道もされておられました。この地震への対応に要した費用、その内容について伺います。

また、監査委員意見書の二ページを拝見しますと、企業団における水道管の耐震化率は約三〇%で低いという御指摘を受けています。この平成三十年年度決算では水道管の耐震化率が何%向上したのかということと、

あわせて現在の耐震化率についても伺います。さらに、村野浄水場、これは磯島取水場で取水した水を浄水する浄水場で、議会調査として十月二十一日、私も行かせていただいたところなんです。この磯島取水場が、大阪府の発表されておられます洪水ハザードマップによると、五メートルから十メートルもの浸水が想定されているんです。この浸水対策についてを伺います。

そして、南海トラフ地震、今度は洪水じゃなくて南海トラフ地震では、津波が淀川大堰を越えて河口から二十八キロメートルまで水位が上昇するということが企業団から報道資料として発表されています。これは二〇一四年六月です。これを計算すると磯島取水場にも水位の上昇は到達するということになります。事前に向うところによりますと、海水は重くて沈んで、上面には水が流れているので取水に影響はないという御説明は受けているところではあるんですが、東日本大震災の津波の遡上、それから遡上した津波はもちろん流下しますので、それによる混濁というのが生じて、かなりの濁度が上がっている。もちろん塩水も混濁していると言われているところがございます。これで、これも勘案しなければならぬと考えます。これらの災害に対する災害別の事業継続計画、いわゆるBCPが完了しているのかについて伺いたします。国からは、断水人口、断水期間を予測してBCP計画を立てるようというところで二〇一五年に指針が示されているところがございますが、当企業団はどのようになさっているのかを教えてください。

最後に三項目として、企業団の職員に関して伺いたします。決算書の六十六ページには、四條畷から十九名、太子町から五名、千早赤阪から五名、それぞれの水道事業の現在の職員数ということで記載されておられます。この数字は各市町村から企業団に移籍さ

れた数なんでしょうか。また、企業団には退職金の通算規定がございます。つまり各市町村から移籍した職員の退職金は企業団で支払うという規定、これ退職金の規程の十七条の規定があります。この企業団は二〇三一年に府内一水道を目指すとしておられる中で、どんどん府内の市町村の職員さんを企業団のほうに移籍されていくわけですので、定員管理計画というのは策定されているのか、人件費の増大への対策というのはどうなっているのかについて伺います。また、今後の職員採用、これは広域で採用されていかれると思うんですけど、市町村域水道事業ごとの区分での採用とかそういうことは考えておられるのか、その土地に合わせた技術の承継への配慮についてはどのようにお考えになっているのかについて伺って第一問といたします。

よろしくお願いいたします。

○畑議長 これより答弁を求めます。

小島総務課長。

(小島謙一経営管理部総務課長登壇)

○小島経営管理部総務課長 私から、職員に関する御質問にお答えいたします。

決算書の職員に関する事項にその人数内訳を記載しております四條畷、太子、千早赤阪の水道事業の職員数は、統合前の団体から身分移管した職員だけではなく、元団体からの派遣職員、人事異動により配置した従前の企業団職員も含んでございます。

次に、御指摘の身分移管職員に係る退職給付引当金についてでございます。統合前年度末の所要額を退職給付引当金にするため精算いたしました。その財源とあわせて企業団の当該市町村域水道事業が引き継ぐこととしており、企業団へ身分移管して以降の退職手当所要額は、企業団において手当いたします。

また、水道事業の統合の条件として、水道用水供給事業と市町村域水道事業は、府域一水道の実現まで別々に料金算定を行い、市町村域水道事業では、水道事業ごとにさらに経理を区分して実施いたします。このため、新たな市町村域水道事業の実施に伴う職員数の増加が他の事業の経営に影響を及ぼすものではございません。

次に、水道事業の統合後の定員管理計画についてのお尋ねでございます。現時点ではございませんが、統合案でもお示しいたしておりますとおり、可能なものについては、業務を一元化、外部委託化、あるいは一括発注等による業務の効率化を通じて、スリムで効率的な組織体制について検討してまいります。

次に、企業団職員の採用についてでございます。企業団職員の採用につきましては、議員もおっしゃいましたとおり広域的に実施しております。住所地や勤務地の要件は設けずには実施いたしております。

なお、市町村域水道事業を担う水道センターへの職員配置につきまして、統合した当初は身分移管した職員や統合元の団体からの派遣職員を中心に配置しております。その後、段階的に所属職員の年齢構成や住所要件等を勘案しながら人事異動を行い、新たに配置される企業団職員がそれぞれ水道事業の状況や技術を承継しながら円滑な事業運営を行っていただけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○畑議長 諸角副理事兼計画課長。

(諸角誠事業管理部副理事兼計画課長登壇)

○諸角事業管理部副理事兼計画課長 私のほうから、管路の耐震化と取水場の浸水対策、事業継続計画などの危機管理体制についてお答えいたします。

まず、管路の耐震化でございますが、企業団の水道

用水供給事業におけます平成二十九年期末の耐震化率は三一・六％となっており、また、平成三十年期末には耐震管延長は約二百四十メートル増加いたしました。耐震化率としては同じく三一・六％となっております。ただし、現在工事中のバイパス送水管約二十三キロメートルが今年度完成いたしますことから、令和元年度末には、耐震化率は約二・六％増加いたしました。三・四・二％になります。これは、大口径の水道管の工事は長期間要するということがございまして、完成まで複数年を要するものでございます。

次に、磯島取水場での浸水対策でございますが、議員の御指摘のとおり、国土交通省が公表しておりますハザードマップでは、一千年に一回程度の降雨によりまして、淀川で洪水が発生した場合、磯島取水場では概ね五メートルの浸水が想定されております。五メートルという浸水深さに対しては、住宅が近接している磯島取水場におきましては盛土、あるいは防水壁といった抜本的な対策は困難となっております。

しかしながら、大阪府が淀川の支川でございます穂谷川の洪水で想定しております約一・二メートルの浸水に対しては、復旧に時間を要する電気設備の高所への移設、施設への防水扉の設置などを実施するといったことによりまして、浸水時にも早期の復旧が可能となるよう対策を講じてございます。

また、仮に磯島取水場で浸水被害が発生した場合に、他の浄水場から系統連絡管を使って供給するほか、村野浄水場では洪水の影響がございませんので、大阪水道局から日量約二十万トンの原水あるいは上水の応援を受けることによりまして、府内への供給を継続してまいりたいと考えております。

これら災害に対する事業継続計画としては、地震版、新型インフルエンザ版、放射能汚染版のBCPを整備

しております。

災害リスクには、自然災害と人為災害がございますが、このうち自然災害としては地震以外にも風水害、落雷、津波、噴火といった災害、人為災害には感染症や放射能以外にもテロ、犯罪といったものがございます。いずれの災害におきましても、水道事業や工業用水での被害事象として、漏水などの管路被害、設備の損傷、停電などともに、断水など水運用や水質への影響、また業務量の増加などによる組織運営への影響といった共通する事象が発生いたします。これらの事象は災害時にかかわらず発生するリスクもございまして、ことから、企業団では、管路事故、設備事故、送配水運用、水質事故、災害時の受援・応援など各種の対策手引書及び連絡管やあんしん給水栓などの運用マニュアルを整備しておるところでございます。

なお、南海トラフ地震によります津波による影響への御懸念でございますけれども、京都大学防災研究所の協力を得て実施いたしました淀川での津波遡上に伴う浸水、あるいは塩分・濁度の上昇のシミュレーションしたものは、浄水処理に大きな影響を受けることはございません。

以上でございます。

○畑議長 東野事業推進課長。

(東野宗文事業管理部事業推進課長登壇)

○東野事業管理部事業推進課長 私のほうから、昨年六月に発生いたしました地震への対応に要した費用とその内容についてお答えいたします。

大阪北部地震により被災いたしました水道用水供給事業における送水管路について、その復旧に要した費用の平成三十年度の決算額といたしましては、送水管路等の修繕費用として約六千三百万円、また、漏水による家屋被害等の補償費用が約六千百万円でございます。

す。

○畑議長 浅川契約検査課長。

(浅川浩克事業管理部契約検査課長登壇)

○浅川事業管理部契約検査課長 私のほうから、活性炭の入札についてお答えいたします。

平成三十年度における当企業団の活性炭購入に当たって入札を行った案件で、それら十数社と契約した実績はございません。

ただし、今後、契約関係になり得ることから、公正取引委員会の動向を注視し、当該事件に対しての処分がなされた時点で、入札参加停止措置を行いたいと考えております。

以上でございます。

○畑議長 山敷議員。

(山敷恵議員登壇)

○山敷議員 多岐にわたるお答えいただきましてありがとうございます。

まず、前年度引当金として退職金は水道事業会計に積んで持ってきてもらうという話やっと思っておりますけれども、これについて、やはり定員管理計画がないとお答えになりましたが、これはつくるべきだと思います。難しい面はあるかと思いますが、今後四十二市町村どんどん統合していけるわけですので、引当金の額も含めまして定員管理計画、そして会計の面での計画というのはつくられるべきではないかということをお願いとして申し上げます。

それと、土地に合った技術の承継ということも配慮はしてくださることなんです。本市の水道の職員に伺いますと、やはり技術承継は五年から七年は必要だということなんです。だから五年から七年そこにおいて初めてその土地の技術が承継されるということですので、今後採用される折、職員の配転される折

には、このことをしっかりと念頭に置いてそういう対応をお願いしておきたいと思えます。

それと、磯島取水場の浸水対策ができてないと、抜本的な対策は困難であるという御答弁だったんですが、千年に一回程度とおっしゃったんですが、最近の降雨の状況を見るととてもそれでは、千年に一回では済まないと思えますので、何とかしっかりとした対策をとっていただきたいと思えますし、もし浸水被害が発生したら大阪市水道局から原水、上水の応援を受けるとおっしゃったんですけど、大阪市の水道局も無事だという保証はどこにもないわけですので、これに関しましてもしっかりと対策をとっていただきたいというふうに思えます。

それと、BCPにつきましては、南海トラフ地震、それから上町台地震という地震別には策定されておられない事前に伺っているところでございます。先ほどの御答弁では、シミュレーションでは影響がないということでしたが、想定外ということも何度か言われていることとございますので、少なくとも地震別のBCPの策定をお願いしておきたいと思えます。次の質問をさせていただきます。

まず、自己水源の存続について伺います。

自己水源の取り扱いについては、前回の全員協議会の資料の二の二ページを拜見すると原則存続ですが、一定の条件下にある場合は企業団水の切りかえを検討するということが書いていました。

一方、国では、二〇一五年六月策定の新水道ビジョンにおいては、災害対策の観点からも水源の二系統化に向けた検討は重要であるという記載があります。先ほどの御答弁でもやっぱり浸水被害に対する抜本的な対策が困難だという御答弁もありましたので、淀川がだめになった場合に、やはり市町村の自己水源に頼ら

なければならぬ場面が今後必ず出てくると思うんですね。

事業統合に当たって、自己水源を存続するか否かの最終判断はどこが行うのか。仮に市町村が判断するとした場合、企業団のほうから存続してくださいねとか、これは赤字経営なのでやめてくださいねとかいう指示をされる可能性があるのかどうかについてを伺います。

それと次の質問です。議員定数に関するところでございます。先ほどの議員からの御質問もありましたのでかぶらないように聞きたいと思うんですけども、私も四十二市町村、それぞれ一議席必要だという考えを持っております。竹山前企業長が昨年十一月の定例会で、千早赤阪村の関口議員、それと私の前任である高石市の出川議員のほうから、四十二市町村一議席が必要じゃないですか、事業統合された団体にも議席がないのは議会制民主主義に反するのではないですかという質疑に対して、先ほどの企業長の答弁と同じです、時代にそぐわない、効率的な意思決定との言葉を使って反論なさっておられました。いずれも法的根拠も数値的根拠にも基づかない主観的な御答弁だったというふうに感じております。

今後、全ての市町村の統合を進める中で、それぞれの地域の決算状況ですとか地域の土地の特性とかを知った議員が発言したり議決の権利というものを保障されるということが、地方自治法で定められた議会の機能を果たす上では私は絶対に必要だと思います。現状では三十三人いますけど、三十一市町の代表にしか議決権がないんです。残りの十一市町村の住民の意思はどうやって反映されるんでしょうか。地方公共団体としては極めて不適切ではないのかと思います。昨年十一月五日付のアンケート結果、四首長からのアンケート結果について、これちよつと事前に通告し

てないんですけど、これは永藤企業長は御存じでしょうか。四首長からは、一市町村に一議席があるべきだという御回答があったんですね。これを御存じかどうかについて、もしお答え可能ならばお願いいたします。これからは、例えばそれぞれの市役所内、もしくは水道局内に広域企業団の支所的な水道センターというものも設置されて、そこが工事とかも行っていくわけなんです。先ほどの質問からも明らかのように、職員は現に同じ市役所の中で勤務をしているけど、そこだけが言ってみればその市町の議会からのチェックが受けられないということになっていくわけなんです。これに関してお考えはどうなのかということをお伺いします。

大きな視点でとおっしゃいましたけれども、私どもは各市町村から派遣されている議員でもありますので、まずは自分のところの市町村、そして住民の利益を代表しなければならぬと私は考えております。

一方で、企業団議会には議員定数等調査委員会というものがございます。議員定数や議席配分の意見を一本化するために委員会を再開して意見を統一する必要が私はあると思っておりますが、それがなつた場合、意見が一本化した場合、その結論を尊重して現在のお考えを見直すことはあり得るのかどうかについても伺います。よろしくお願ひいたします。

○畑議長 永藤企業長。

(永藤英機企業長登壇)

○永藤企業長 まず、アンケートの件お聞きいただきました。直近のアンケートの四首長の詳しい内容というのは私は聞いておりませんが、過去の議論において首長の中でも一団体一議席が望ましいのではないかという意見があったことは聞いております。ただ一方で、これまでの統合の議論を通じて、首長の共通認識として、今この議席配分、議席定数というものがある

と考えておりますので、私も同様の意見を持つております。

そして、料金値上げの件のチェックにつきましては、先ほど御答弁もさせていただきましたが、当該の市町村につきましては前々年度に調整を行うということがありますので、そちらにおいて私は当該市町村としっかりと話し合いができていけるものだと考えております。

そして、今後、議会の議論が進んだときどうされるのかということをお聞きになりました。それにつきましては、未来永劫にわたって議席が変わらないと私も考えておりません。これまでの議論というものは、これまでの議事録をひもといてみますと、大きく三つの出来事が起こったときにもう一度協議を再開して検討するということをお聞きしております。一つは、水道料金の値上げの時期が多くの自治体で重なったとき、そしてもう一つは大幅な統合市町村の増加、そしてもう一つは大阪市が統合するなどの大きな出来事が起こったときと聞いておりますので、そのようなときには協議を再開して検討させていただきたいというふうに考えております。

○畑議長 香山広域連携課長。

(香山慎治経営管理部広域連携課長登壇)

○香山経営管理部広域連携課長 お答えさせていただきます。

市町村の自己水源につきましては、各地域の増加する水需要に対して、水源の有無や地理的条件、また地震などの非常時対応なども考慮し、当該市町村水道事業において整備、維持されてきたものと認識してございます。

議員お示しのとおり、国においては新水道ビジョン

の中で水源の二系統化やバックアップ体制の充実に向けた検討が重要である旨、また、水道用水供給事業者として受水市町村と協議し、給水の実態に適合した事業規模の設定や効率的な施設運用を検討する役割がある旨、記載されているところでございます。

そのため、企業団では、統合する際の自己水源の取り扱いにつきまして、水源の安定性や災害時などの危機管理面及び費用対効果などを市町村と十分協議し、統合する市町村の意向を十分に尊重した上で総合的に検討していくこととしておりまして、その旨を企業団と統合する際の四十二市町村共通の条件の中に明記しているところでございます。

このことから、議員御質問の自己水源の存廃に係る最終判断につきましては、企業団が指示を行うことはなく、最終判断は当該市町村が行うこととなります。

以上でございます。

○畑議長 山敷議員。

(山敷恵議員登壇)

○山敷議員 まず自己水源のことなんですけれども、先ほど来御答弁にあったように磯島取水場の浸水対策が万全ではないことや、耐震化がまだ三二%程度であることもぜひ御説明いただいて、自己水源を大切にすることが、できれば言っていたらありがたいかなというふうに思います。

それと、企業長の御答弁なんですけれども、まず一点、アンケート結果ですが、申し上げてなくて申しわけなかったんですが、四條畷、寝屋川、富田林、藤井寺の市長からアンケートがそのように返ってきていますので、また御確認いただけたらと思います。

それで、今後、この決算もそうなんですけど、次の予算もそうですよね。統合された次の予算は九市町村ですかね、その方々の議席がないという現状が今もう

既に生じてしまっています。ということは、水道事業に関して今回の決算書でも三市町村に関しては別立てが出てますよね。それに関して意見も言わなければ議決権もないという状況は非常に議会制民主主義にもとると、昨年千早赤阪村の議員がおっしゃってございましたとおり、私が私には起こることを懸念いたします。

これも通告してなかったもので、前々回でしたか全員協議会では申し上げたんですけれども、もしお答えになれたら結構なんですけれども、私自身は地方自治法の二百八十四条、地方公共団体の組合についての記述があります。組合の種類と設置です。それと二百八十六条から一部事務組合についての規定がございます。その中について拝見していると、やはり地方自治法自体は一部事務組合に事務の一部を共同処理する際に、そこに所属している地方自治体の議員が議会に所属しないということは想定していないのではないかと思います。法がですね。そのような解釈が私は可能かと思っておりますので、この法的な面から申し上げます、自分のところの事務を共同処理している議会に対して議決権が認められないという状況はいかがなものかというふうに思います。法的な観点から、もし御答弁が可能でしたらお願いしたいと思います。

いずれにしても、私も来年度は議席がないとされている高石市なんですけれども、そのような状況で市民の住民の皆様に対して、水道事業に対する責任が議員としてやはり持てなくなることは非常に遺憾に感じておりますので、善処をお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。もし可能でしたら法的な面の御答弁をお願いいたします。

○畑議長 吉田理事。

(吉田景司理事兼経営管理部長登壇)

○吉田理事兼経営管理部長 ただいま山敷議員のほうか

ら、法律上、一部事務組合で構成団体に議席がないのは想定されないんじゃないかということでございませけれども、御案内のとおり地方自治法等の改正が平成二十三年にございまして、それまでは議員の定数につきましては法律上の上限というのが規定されてございまして。地方自治法の改正と同時に地方公営企業法のほうも改正されまして、今一切、議員さんの数について規定がないところでございます。

したがいまして、そういうことを考えますと、あくまでも自主性に任せるとというのが、先ほど門真の福田議員からもございましたけれども、法律の改正はそういうことだったのかなと存じてまして、想定してないということでは僕はないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○畑議長 山敷議員の質問が終わりました。

次に、池渕佐知子議員を指名いたします。

池渕議員。

(池渕佐知子議員登壇)

○池渕議員 議席番号六番の池渕佐知子です。質問をお許しただきまして質問させていただきます。

企業団議会では企業長の答弁が一番先に行われると聞きました。吹田市議会の場合は市長が一番最後でしたので、ちょっと驚いたんですけれども、そのこともありまして、順番を少し入れかえて質問させていただきます。

また、さきのお二人の議員の質問の中にも私と重なる部分がありまして、御答弁も恐らく重なっている部分があるのではないかなというふうに考えますので、そのことも含めてお尋ねいたしますので、もし私の受け取り方といいますか見解が違っているということであれば、御答弁のときに訂正などをしていただければ

と思えます。

まず、昨年十一月定例会で議員数について首長間の合意ということで竹山前企業長が答弁されていること、統合による定数増は時代にそぐわない、議員定数は将来に向かって固定されるものではなく、料金値上げ、統合団体の増加、大阪市の参画など、大きな事情の変化があった際に協議を再開して検討するなどについて、永藤企業長の所見を確認したいということをおし上げたかったんですが、これは先ほどの議員に対する御答弁で同じだというふうに私は理解いたしました。

それから、同じく昨年の十一月定例会で竹山前企業長が、企業団は民の力ばかりですけれども、公設公営をしっかりと堅持していきたいと答えられています、このことについてはさきのお二人の議員はお尋ねになつておりませんので、これについてはきっちり永藤企業長の所見をお伺いいたします。

次に、竹山前企業長は平成三十年十一月五日の書面において各市町村長宛てに書簡を出しておられまして、その中で、議員の皆様にとつてみずからの市町村域の企業団事業がいかに運営されるかが大事であるのかということについては十分いたしますが、個々の市町村の利害ではなく府内一円で水道事業や工業用水道事業を行う企業団の議員として全体最適を目指した大きな視点で助言いただくと役割を担ってほしいと思っておりますと書かれています。これについては先ほどの議員の質問に対して永藤企業長は同じ考えというふうに御答弁されたと理解しました。

その上でお尋ねしたいんですが、構成団体全部から議員を選出する必要はないという根拠として、その論拠にしてこのことを、全体最適を目指した分だからということとをされているのでしょうか。このことについて

では永藤企業長の御所見を確認いたします。

次に、決算に係って質問いたします。

平成三十年度水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算に対する監査委員意見書において、「運営基盤の強化及び効率化に努められたい」と書かれています。水道事業会計では、給水単価を引き下げたことにより、給水収益が前年度に比較して約十七億八千万円減少し、長期前受金戻入も前年度に比較して減少しており、総収益が前年度比較で約十九億三千万円の減少となっております。今後、村野浄水場の大規模なリニューアル計画を初めとし、老朽化した施設、設備の更新など、多額の費用が必要となることから、将来の財政状況を鑑みれば、給水単価の引き下げをせずに、内部留保、あるいは、例えば老朽化対策、防災・減災対策等に使うべきではなかったかと思えますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

次に、統合予定団体の職員については、統合後、希望により企業団職員に移管するとの説明をお聞きしております。もちろん統合により雇いどめになるようなことがあれば大きな問題であり、職員さんの意向をしっかりと聞きまして移管などの手続をしていただきたいとは考えております。

一方、企業団の持続可能な組織運営、経営という観点からは、広域化によるスケールメリット、組織のスリム化及び人材の最適配置を行うなどにより、全ての職員の移管は現実的ではないと考えますが、企業団としてどの程度の割合での移管を想定していますか。また、実際の移管希望者が想定以上いたした場合、どのように対応するのでしょうか。職員体制、職員配置に関する計画または計画案はあるのでしょうか。お尋ねいたします。

以上で一回目の質問といたします。

○畑議長 永藤企業長。

(永藤英機企業長登壇)

○永藤企業長 ただいま議員から二点御質問いただいたと考えております。

一点目の大阪広域水道企業団の運営についてですが、現時点で民営化は考えておりません。

二点目、前企業長の書簡についてですが、内容としては私も中身を確認しておりますが、やはり私の思いとしても、今の議員定数を大幅に上げるといことは時代に逆行してんじゃないかということ、やはり広域的な役割として府域全体の視点で御判断いただきたいということを考えております。

以上です。

○畑議長 小島総務課長。

(小島謙一経営管理部総務課長登壇)

○小島経営管理部総務課長 私からは、統合予定団体の職員移管についてお答え申し上げます。

水道事業の統合後の事業運営体制につきましては、職員数も含め、統合団体と協議の上決定してまいりますが、お客様サービスを維持するため、統合後も当面は統合前の体制とすることを基本といたしております。したがって、身分移管する職員は最大で統合前に水道事業に従事している職員数と想定してございます。なお、職員体制、職員配置に関する計画は、現時点では策定はしてございません。

以上でございます。

○畑議長 松本副理事兼財務課長。

(松本竜三経営管理部副理事兼財務課長登壇)

○松本経営管理部副理事兼財務課長 私のほうから、給水単価の引き下げについての御質問にお答えいたします。

水道用水供給事業におきまして、平成三十年度に供

給単価を引き下げたいしておりますけれども、その理由は、累積損失の解消が中期経営計画で示した時期よりも早期に見込まれたこと、平成二十八年度決算の単年度黒字額が約七十五億円と過去最高であったこと、供給単価引き下げ後にも健全経営の維持が見込まれたことでございます。

具体的には、平成二十九年度に料金算定を行った際の収支見込みにおきまして、管路の更新・耐震化の工事や浄水場の更新工事など、必要な事業費を含め、改めて算定したところでございます。その結果、平成三十年度から令和十一年度までの収支見込み期間におきまして約百七十一億円の減収となるものの、不足する資金については企業債の発行により対応することで、令和十一年度までは黒字経営を維持できると判断し、値下げしたところでございます。

以上でございます。

○畑議長 池淵議員。

(池淵佐知子議員登壇)

○池淵議員 御答弁ありがとうございます。二回目の質問をさせていただきます。

まず、企業長にお尋ねいたします。

民の力はかりるが、公設公営をしっかりと堅持していきたいという竹山前企業長とは異なり、永藤企業長の御答弁は、現時点では民営化は考えておりませんとの御答弁でした。では、民営化を考慮することになる時点とはどのような時点を想定しておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、さきに質問された議員の方々への御答弁の内容として、議員定数の増加を抑制することは現在の時代の流れであり、府内の市町村議会でも定数削減が進められているというような内容の御答弁だったと理解しております。しかし、この企業団議会と市町村議会

とは成り立ちが違いますので、一緒に論じることはできないと考えます。また、当企業団は一部事務組合であり、私が知る限りにおきまして、構成団体の議会から一名以上の議員が議会に選出されているところが私の知る限りではありません。例えば、東京都二十三区清掃一部事務組合では、その規約第六条において、議員の定数は二十三人とし、関係特別区の定数は各一人とするとなっており、第七条において、組合議会の議員は、関係特別区の議会の議長のある者をもって充てるとあります。また、他県の同じような水道企業団の規約を調べた限りにおきましては、構成団体に議員の配分がないところはありませんでした。

永藤企業長も竹山前企業長と同じく、企業団議会議員は全体最適を目指した大きな視点で助言していただく役割を担っていただくのであって、全部の構成団体の議会から議員を選出する必要はないということをおっしゃっているのだと理解いたしますが、であれば、現在一部の議会のほうから複数の議員が選出されていることと論理矛盾があるのではないかと思います。いかがでしょうか。論理矛盾がないとおっしゃるのであれば、その理由を明確にお答えください。

次に、決算の関係で、令和十一年度までの収支見込みにおいて約百七十一億円の減収となるが、企業債の発行により令和十一年度までは黒字経営を維持できると判断したとのことでした。であれば、令和十一年度までは、現在のところになるとは思うんですけども、値上げはしないという理解でよろしいでしょうか。この場合、先ほど議員定数の見直しの三つの場合を企業長のほうから御答弁ありましたが、値上げのときということが一つありましたが、であれば議員定数及び配分の協議を再開する条件とされている事情の変化のうち、少なくとも値上げという事情の変化は令和十一年

度まではないという理解でよろしいでしょうか、お尋ねいたします。

それから、身分移管者は最大で統合前の水道事業に従事している職員数と想定しているとの御答弁がありました。これについては選別等による雇いどめがないという理解をしております。

さて、統合後の事業運営体制については、当面は事業前の現行体制とすることを基本としているとのことですが、この当面とはいつまでのことを指しているのでしょうか。何年後、あるいはどのような状態になったときという意味なのかお尋ねいたします。

それから、職員体制や職員配置に関する計画はないということでした。驚きました。各議員の皆様の自治体の中でも例えば職員体制の再構築計画であったり配置計画であったり、しっかりとした計画をもって、そして市民の皆様からいただいた税金をちゃんと使うというか執行するということの職員体制を、無駄に職員を置かないということもありますし、必要なところにきちんと職員を充てていくということで計画を持っておられると思います。吹田市でもあります。でも、この企業団の場合はないということでした。これについては早急に計画なり計画案を策定すべきであると考えますが、いかがでしょうか。このことについてお尋ねいたします。

以上で二回目の質問といたします。

○畑議長 永藤企業長。

(永藤英機企業長登壇)

○永藤企業長 私から、まず先の二点について回答させていただきます。

まず、現時点では民営化は考えていないと。じゃ、どういことが起これば考えるのかという御質問をいただきます。まず、そもそも全てにおいて、これは

水道事業だけじゃなくて全てにおいて民営化が完全に悪だということは私は言い切れないと考えております。水道事業の目的というのはやはり安心安全の水道を継続して安価に届けるということがございます。もし広域水道企業団でそれが満たせなくなったとき、その代替として民営化という選択肢があるのであれば、検討の余地はあるんじゃないかと考えております。今のところ、現在は府域一水道に向けて、これまで以上に加速をして、ぜひ府域一水道という方向をまとめていきたいと考えておりますので、現時点で民営化は考えていないと申し上げた次第です。

もう一点、各市町村から一市町村一議席、これを他の自治体では賄えているんじゃないかと、規約に明記されていることもあるということですが、それぞれの一部事務組合の事情があると考えております。例えば福岡地区水道企業団というところでは十五団体所属しておりますが、そのうち福岡市が九を占めておりまして、議席を持っていない市町村もございまして、こちらについてはやはりさまざまな面で議論をされて、現状議席配分、議席定数ということがあると思っております。でも、私もこれまでの広域水道企業団の経緯を踏まえて、今この議席配分が望ましいのではないかと考えております。そして、この広域水道企業団におきましても一部の市から複数が選出されているのどうかということも御質問をいただきました。これも過去の経緯というものを考えますと、地域ブロックを考えた場合、堺市の場合は阪南、河南を、そのブロックの人口よりも多いということ、その地域ブロックの三を割ったというふうには聞き及んでおりますので、それについても特段、これで不公平が生じるということではないというふうに考えております。

以上です。

○畑議長 小島総務課長。

(小島謙一経営管理部総務課長登壇)

○小島経営管理部総務課長 二点お尋ねいただいております。

まず、いつまでにといいたいことですが、実際統合を個別重ねてまいります中で、統合する団体、水道事業の実施状況、地理的な状況等々いろいろございますので、個別いつまでにといいたいことではございませんが、事業のそれぞれの実施状況、統合の進捗状況を踏まえながら具体的に対応していくものと考えてございます。

それから、職員体制、職員配置の計画に関してでございます。これは先ほども御答弁申し上げておりますが、現時点において職員体制、職員配置に関する計画はございません。統合も今後どのような形で順次進んでいくかということも不明確であるところもございまして、ということも踏まえまして、統合案でもお示しておりますが、可能なものにつきましては業務の一元化でございますとか外部委託化及び一括発注等による業務の効率化といったものを通じまして、できるものから市町村域水道事業の職員体制につきましてもスリムで効率的な組織体制を検討してまいります、このように考えております。

以上でございます。

○畑議長 松本副理事。

(松本竜三経営管理部副理事兼財務課長登壇)

○松本経営管理部副理事兼財務課長 私のほうから、値下げをしないという理解でいいかという御質問に対してお答えをいたします。

現在、水需要の減少など、企業団を取り巻く経営環境は厳しくなるということが見込まれるところがございます。しかしながら、企業団といたしましては

引き続き事業運営の効率化など経営改革を図りながら、値下げの時点のシミュレーションである計画を守るべく健全経営に今後とも努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○畑議長 池淵議員。

(池淵佐知子議員登壇)

○池淵議員 企業長以下それぞれの御答弁ありがとうございます。三回目の質問というか補足の質問をさせていただきます。

その前に、まず福岡の水道企業団のことについては不勉強でしたので、勉強させていただきたいと思っています。また、定数に関する企業長の御意見については参考にさせていただきます。

それで、先ほどの山敷議員の質問の中で、私がお聞きしてしまして答弁が漏れていたのではないかなと思うところもありますので、それに関して改めてお伺いいたします。

山敷議員の質問の中でも、私も同じように考えておりましたが、議員定数等調査委員会について、ある一定の決まった方向というか考えが出た場合、例えばですけれども一構成団体から必ず一名以上は出るというふうに決めましたという場合については、首長会議なり企業長のほうで定数のことは考えるお考えはありますかという質問だったと思います。それに関しては、御答弁としては今までどおりの料金値上げと統合団体の増加と大阪市の参画などがありましたら考えますと、見直しますというような御答弁だったと思うんですが、今申し上げました料金値上げとか統合団体の増加とか大阪市の参画ということ以外に、そういうことがまだ起こっていない段階においても、この議員定数等調査委員会等においてある一定の結果が出て、そして議会

としてもこれですよというふうに決まった場合においては、首長会議なり企業長のほうで見直しの御判断をさせていただけるのかどうか、それについてお伺いしたいと思えますので、御答弁のほうよろしくお願いいたします。

○畑議長 永藤企業長。

(永藤英機企業長登壇)

○永藤企業長 議会の委員会で議論がなされたことについては私も参考にさせていただきますというふうに考えております。一方で、これまでの経緯というものもございまして、やはり各首長さんであったり議会の皆さんへの説明ということございまして、やはりこれまでの大きな三つの条件ということ、そしてその中でも、三つの条件において何か変更があった場合に協議を再開するということについては私も同じ思いでございますので、その点御理解をいただきたいと考えております。

以上です。

○畑議長 池淵議員の質問が終わりました。

次に、安藤薫議員を指名いたします。

安藤議員。

(安藤薫議員登壇)

○安藤議員 議席番号二十一番、摂津市選出の安藤でございます。

発言通告に基づきまして、水道用水供給事業について二点質問を行いたいと思っております。

一つ目は、用水供給料金の改定についてでございます。

今しがたも池淵議員からも決算にかかわって供給単価の引き下げについての御質問がありました。平成三十年四月より給水料金が一立方メートル当たり七十五円から七十二円へ三円の値下げが行われました。そ

こで、この値下げについて、改めて平成三十年度決算への影響と、将来収支見込みを踏まえ、どのようにこの値下げを評価されているのかお尋ねいたします。

また、企業団水道の用水事業の有収水量が総配水量を上回る有収率一〇〇%を超えているという効率性、また給水原価がこの間減少傾向にあることから、構成団体や住民の水道料金の負担軽減に向けて、企業団の将来構想の中にも示されています安定給水と健全経営を維持しつつ、料金引き下げを引き続き追求すべきだと考えますが、御見解をお伺いいたします。

二つ目は、庭窪万博系統連絡管の整備についてお聞きいたします。

総事業費九十八億四百七十六万六千円、平成二十七年年度から三十一年度を事業期間として行われている庭窪万博系統連絡管整備工事の目的、進捗状況をお聞きいたします。

また、企業団のウェブページに掲載されておりますアニユアルレポートでこれらの事業の進捗状況などが記載されておりますが、本工事で工事中にメタンガスが漏出したとありました。その対策工事として摂津市域の幹線道路で開削工事が行われたと聞いております。その工事の安全対策、また開削工事の安全対策がどうであったのかお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○畑議長 これより答弁を求めます。

松本副理事兼財務課長。

(松本竜三経営管理部副理事兼財務課長登壇)

○松本経営管理部副理事兼財務課長 私のほうから、料金値下げについての御質問にお答えいたします。

平成三十年度決算におきます給水収益は約三百七十億円で、前年度に比べまして約十七億八千万円の減収となっております。給水料金の値下げがその主な要因でこ

ございます。

料金改定時の収支見込みにおきましては、平成三十年におきまます給水収益を三百六十一億円と試算しておりまして、おおむね収支見込みどおりの料金値下げとなったと考えてございます。

給水料金引き下げ後におきましても、平成三十年年度決算において単年度黒字を計上しており、健全経営が維持できていると考えてございます。

今後は、水需要の減少により経営状況も厳しくなることが予想され、また、安定的な給水が可能となるよう、老朽化した施設や管路の耐震化などが必要となるものの、事業運営の効率化など経営改革を図りながら、安定給水と健全経営を維持しつつ、料金値下げを追求するという将来構想における目標を念頭に置き、引き続き適正な料金水準について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○畑議長 東野事業推進課長。

(東野宗丈事業管理部事業推進課長登壇)

○東野事業管理部事業推進課長 私のほうから、庭窪万博系統連絡管整備工事についてお答えいたします。

企業団の水道用水供給事業では、災害に対する安全性の強化を図るため、浄水場に事故が発生した場合等における各浄水場間の相互応援機能と、将来の管路の更新時におけます代替能力を確保することを目的といたしまして、系統連絡管の整備を進めております。

庭窪万博系統連絡管は、口径が千二百ミリメートル、総延長六・三キロメートルの送水管でございます。施工に当たりましては、シールド工法により淀川を横断する大口径管路の布設工事でございます。本工事が完成いたしますと、三島浄水場、万博公園浄水施設の事故時等におけるバックアップとして、庭窪浄水場か

ら万博公園浄水施設へ日量で約十万立方メートルの送水が可能となります。また、庭窪浄水場には非常用の自家発電施設を設置しておりまして、広域停電時にも継続して送水が可能となります。加えて、同連絡管は、国の交付金を活用いたしました大容量送水管として貯水機能を有しておりまして、災害時にも約七千立方メートルの活用が可能となります。

工事の進捗状況につきましては、当初、今年度に完成する計画で工事を進めておりましたが、先ほど議員から御指摘のありましたようにシールド工事中に可燃性のメタンガスが発生したことや、地中構造物が支障となったことに伴いまして、その対策に日数を要したため、令和二年度の完成を予定しております。

次に、工事中のメタンガスに対する安全対策につきましては、地盤改良を行うことにより、シールドトンネル内へのメタンガスの漏出を防止し、また、万が一のガスの爆発を防ぐため、シールドマシンを防爆仕様とする等の対策を講じております。

また、メタンガスの対策工事でございます地盤改良工事の施工に伴って、摂津市内の市道千里三島線線におきまして交通規制を行いました。施工に当たりましては、事前に道路管理者でございます摂津市や警察等の関係機関との協議、調整を十分に行いまして、工事内容を記載した看板の設置や交通誘導員の配置を適切に行っております。

また、地元自治会を通じまして住民の皆様への説明会を複数回にわたり開催するとともに、各戸への工事案内のチラシの配布を行うなど広く周知を行いつつ、周辺地域の住民の皆様への御理解をいただきながら、安全の確保に努めておるところでございます。

今後とも、地元住民の皆様への周知も含め、工事中の各種の安全対策を確実にまいりまして工事を推進し、

できるだけ早期に、地震や広域停電といった災害時にも給水可能なバックアップ施設を整備し、安定給水に努めてまいりたいと考えております。

○畑議長 安藤議員。

(安藤薫議員登壇)

○安藤議員

御答弁ありがとうございます。先に庭窪万博系統連絡管整備工事について、こちらは意見、要望とさせていただきますので、先に述べさせていただきます。

この工事の目的であるとか進捗の状況については理解できました。この工事の場所は、今も御説明がありましたように中央環状線から摂津市域に入る幹線道路、また生活道路にもなっています。地元住民への周知や説明会、自治体との協議等も行われてきたとの御答弁であります。同時に私たち摂津の議員や市役所などに、渋滞がより一層深刻な状況になっている、いつまで続くのかなどといった問い合わせや苦情がたくさん寄せられたと聞いています。しっかりとした周知や説明会は行われていたかと思いますが、企業団水道、それからそれぞれの自治体の水道と、市民にとってみれば、その区別はなかなかありません。やはり企業団水道と地元の水道局、自治体との連携や丁寧な説明を綿密に行っていくことが非常に重要であるのではないかなというふうに改めて思っています。

先ほどから企業団議会の定数の問題が前の三名の議員さんからも御質問がありました。これは通告しておりませんので意見にとどめますけれども、こうした身近な市民に密接した企業団水道の問題などをしっかりと捉えていって、市民の立場で議会で質問していく、意見を求めていくということは、やはり一団体一名以上の議員が必要だと改めて感じているところでございます。

次に、用水供給料金の改定について二回目の質問に移らせていただきます。

今の御答弁で、一定の減収は将来見通しの範囲の中である、引き続き健全経営が保たれており、今後も適切な料金について検討されていくというようなお話であったかと思えます。私はこの間、平成二十七年の三円の引き下げの際に議会に示された将来収支見通しの中の一つの指標について注目しましたので、少しお聞きしておきたいと思えます。

水道事業の収支の判断指標の一つであります給水原価についてであります。平成二十七年度に策定された中期経営計画の中で参考資料として添付されています。将来収支見込みの中の損益収支の表に記載されている給水原価は、平成三十年度は六十六円、企業団将来構想の最終年、平成四十一年、令和十一年度には六十二円と減少していく予想が立てられています。平成三十年度決算では、事前にお聞きしたところ、六十六円の予想に対して六十・一円と、当時の予測をも下回る給水原価で、供給単価との差は十円以上になる見通しがあります。ところが、平成二十九年十一月の供給単価三円の値下げ時に示された将来見通しの中では、この表の中の給水原価が料金原価という指標に置きかえられました。そして、そこに並べられている数値は従来給水原価よりも高く推移して、将来構想最終年、令和十一年度には供給単価とほぼ同額の原価となるというものであります。収支状況を判断する指標として、一立方メートル当たりの販売単価である供給単価に対し、一立方メートル当たりの製造原価である給水原価を採用するのが一般的であるとこれまで理解してまいりましたが、値下げ時の収支見通しで料金単価をなぜ採用されたのか、御説明を求めたいと思えます。

○畑議長 松本副理事。

(松本竜三経営管理部副理事兼財務課長登壇)
○松本経営管理部副理事兼財務課長 お答えさせていただきます。

平成三十年度の料金改定に当たりましては、料金算定期間中に単年度赤字が確保できるか、また、各年度の期末において必要な資金を確保できるか、そして事業費の財源となる企業債の発行によりその残高が多くなり過ぎないかなどを総合的に判断いたしました。三円値下げが妥当と決定したものでございます。したがって、料金原価につきましては、あくまで参考指標としてお示しさせていただいたものでございます。なお、給水原価は、用水供給事業に係る総費用から受託事業費用や長期前受金戻入額などを控除した金額を、料金収入のもととなる有収水量で割り戻した金額でございます。一立米当たりの製造単価を示す指標でございます。

一方、公益社団法人日本水道協会が発行しております料金算定時のガイドラインでございます「水道料金算定要領」におきましては、料金算定の基礎となる総括原価の計算に当たりまして、長期前受金戻入額を控除することなく費用を算定することとされておりまして、その方法で計算した金額を有収水量で割り戻したものを料金原価としまして、当時お示しをさせていただいたものでございます。

したがって、長期前受金戻入を控除しない、すなわち確実に将来の更新財源を確保する必要性があることも考慮した料金算定を基礎とする、この考え方で算定したものが料金原価でございます。

今後、将来収支を見込む際には、どのような参考指標をお示しすることが適切かということにつきましては、引き続き十分に検討してまいりたいと考えてございます。

— 以上でございます。

○畑議長 安藤議員。
(安藤薫議員登壇)

○安藤議員 ありがとうございます。参考資料だということですが、少なくとも議員全員協議会や議会に対して三円の単価の引き下げを行う際の根拠として示されている数字でありますから、余り軽視することはできないなというふうに思っています。

今御説明ありましたように、給水原価と料金単価の違いについては一定理解もいたしました。しかし、この三円の引き下げ時にしっかりと説明がされないまま、給水原価がより高くあらわれる料金原価へと採用されたことについては疑問に感じます。今、日本水道協会の水道料金算定要領に触れられて、長期前受金戻入額などを控除しない、受託工事収益などを控除しないという料金原価の御説明をされましたけれども、一方で、同じ日本水道協会は、算定要領における原則として控除項目に含めないものとするとの規定のみをもって補助金等の性質を考慮することなく一律に控除しないとすることは適当ではないとも留意点を示されているわけで、参考指標として定まったものではないというふうに考えます。同時に、総務省通知に基づいて全国の水道事業を行う公営企業において公表されている財務に関する指標の中に、料金回収率というものがありません。これは、供給単価と給水原価を比べて、給水に係る費用をどの程度給水収益で賄われているのかをあらわす指標であります。アンリアルレポートの中にもしっかりと示されていて、全国平均と比較し、大阪広域水道企業団の料金回収率は全国平均よりも上回っていると。健全であり、しかも健全な推移が示されていることも明らかにされておりますので、アンリアル

ルレポートの中に示されて使われている数字が供給原価である、しかも一般的な自治体が運営している水道事業会計の中では、やはり給水原価でもって指標をあらわすことが妥当ではないかというふうに思いますので、ぜひ御検討いただきたい。そうしないと、知らないうちに数字が変わっていて、供給単価と料金原価の差が、当初供給原価との差が十円以上あったものが、知らないうちに令和十一年には同額になってしまっている、これは大変だということで判断を見誤らせるような結果にもなりかねないということをお願いしておきたいと思えます。

○畑議長 安藤議員の質問が終わりました。いづれにいたしましても、水道は命、暮らしに欠かせない生存権にかかわるライフラインでもあります。管路、設備の更新需要への対応や安定給水、健全経営の維持を図りつつ、さらなる料金引き下げについても引き続き追求していただくように求めて、答弁は結構です。私の質問を終わります。ありがとうございます。

○畑議長 安藤議員の質問が終わりました。以上で通告の質疑及び質問は終了いたしました。

これをもちまして、日程第五の諸議案に対する質疑及び日程第六の一般質問を終結いたします。

○畑議長 この際、議事の都合により休憩いたします。なお、再開の時刻は後刻御連絡いたします。

(午後二時五十八分休憩)

(午後三時十分再開)

○畑議長 休憩前に引き続き議事を続行いたします。

○畑議長 日程第五の諸議案九件のうち議決不要の報告第三号及び第四号を除く七件に対する討論は通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより日程第五の諸議案につきまして採決に入り

ます。

議決不要の報告第三号及び第四号を除く議案第一号から第五号並びに報告第一号及び第二号、大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例一部改正の件外六件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

以上の諸議案七件につきまして、可決、認定することと御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○畑議長 御異議なしと認めます。よって、以上の諸議案七件は、可決、認定することに決定いたしました。

○畑議長 以上をもちまして本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和元年十一月定例会を閉会いたします。

午後三時十一分 閉会

議長 畑 謙太郎

副議長 竹田 光良

議員 安藤 薫

議員 島 弘一